

無効トラフィック対策認証基準

2021 (令和 3) 年 5 月制定

1 総則

(目的)

- 1.1 本基準は、広告配信における無効なトラフィックを排除し、取引の信頼性を確保するとともに、不正な第三者への広告費の流出を防ぎ、市場の健全性を維持するために、インターネット広告の販売に関わる事業を営む一般社団法人デジタル広告品質認証機構 (JICDAQ) (以下、「当法人」という。) の登録事業者が無効トラフィック対策認証を取得するために取り組むべき事項を定める。

(定義)

- 1.2 本基準において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。
- 「無効トラフィックの排除」
無効と判定されたトラフィックが最終的な広告配信後のレポートングにおいてインプレッション、クリック等の成果の測定値から除外されることをいう。

(適用範囲)

- 1.3 本基準は、インターネット広告の販売に関わる次の各号に定める各事業領域およびその代表的な事業を営む当法人の無効トラフィック対策認証を取得する事業者 (以下、「認証事業社」) に適用される。
- 1.3.1 「広告購入者」
- 「広告会社」
広告のプランニング、広告在庫の買付け、配信後のレポートングなど広告に関する業務を行う事業者をいう。
 - 「広告主」
広告会社を経由することなく、自身によって広告在庫の買い付け、配信後のレポートングなど広告に関する業務を行う場合は、適用対象者となる。
- 1.3.2 「広告取引仲介事業者」
- 「DSP(デマンド・サイド・プラットフォーム)事業者」
広告主や広告会社が広告を出稿するために、掲載面や価格、ターゲットなど設定した条件に合致した広告在庫をリアルタイム入札 (RTB) 取引で自動的に買い付け、広告を配信するシステムを提供する事業者をいう。
 - 「SSP (サプライ・サイド・プラットフォーム) 事業者」
広告掲載先の販売の効率化や収益の最大化を図るために、広告枠や価格など

を設定し、複数の DSP やアドネットワーク、アドエクスチェンジの配信を一元管理する事業者をいう。

- 「アドネットワーク事業者」

複数の媒体事業者のサイト等を広告配信対象としてネットワークを組み、広告の受注を請け負うサービスとして、アドサーバーを持ち、複数サイトへの広告の一括配信を行う事業者をいう。媒体事業者に対して広告販売代行を行うだけでなく、通常媒体事業者が行う広告枠の在庫管理、掲載業務、レポートニングなども代行する。

- 「アドエクスチェンジ事業者」

広告購入者、広告販売者、広告取引仲介事業者に対して広告在庫（広告枠）の取引を可能とするシステム、サービスを提供する事業者をいう。

1.3.3 「広告販売者」

- 「媒体事業者」

情報やサービスを提供するウェブサイトやアプリケーションなどのメディアを所有・運営し、それらの中に設けた広告枠を販売して広告を掲載する事業者をいう。

1.3.4 「広告配信・計測事業者」

広告を配信し、その配信数やクリック数、その他のアクティビティを計測するシステム、サービスを提供する事業者や広告掲載先サイト、コンテンツの分析、無効トラフィックに関する検知、計測、除外などを目的としたシステム、サービスを提供する事業者をいう。

2 取引品質の確保に関する原則

（広告トラフィックの品質確保）

2.1 認証事業者は、広告トラフィックの品質を確保するため、各認証事業者において以下の無効トラフィックを排除する。これらに該当する事例は別紙1「無効トラフィックの種類」に記載のとおりとする。

① 無効なトラフィック／Invalid Traffic (IVT)

広告配信の品質の観点で広告の成果の測定値に含めるべきではないトラフィック。検索エンジンのクローラーのようなプログラムによる悪意のないトラフィックと、作為的にインプレッションやクリックを発生させる悪意のある不正なトラフィックがある。

② 一般的な無効なトラフィック／General Invalid Traffic (GIVT)

既知のデータセンタートラフィックや検索エンジンのクローラー等、リストの適用または、その他の標準化されたパラメータチェックにより実行される、定型のフィルタリングで識別可能なトラフィック。

③ 悪意のある無効なトラフィック／Sophisticated Invalid Traffic (SIVT)

人によるトラフィックであるかのように偽装しているものなど、様々な種類の無効なトラフィック。不正に広告費を詐取することを目的としたアド fraud (Ad Fraud) によって生じるトラフィックも含む。

- 2.1.2.** 前項に定める無効なトラフィックの排除の方法は、各認証事業者の特性に応じ、①リストの適用やフィルタリングによる広告配信前の遮断または配信後の検知・除外、②広告配信後の異常なアクティビティの検出・判定による除外、③その他の合理的な方法のいずれか、または複数を行うものとする。

(各事業者による対策)

2.2 認証事業者は、広告トラフィックの品質確保のために、無効トラフィックの検知や除外に関し、以下の各項の対策を各認証事業者の役割に応じて講じる。なお、当該各号に該当する具体的な対策は別紙2「認証事業者による無効トラフィック対策」の記載のとおりとする。

- ① ポリシーの整備・説明・通知
- ② 取引先に対する審査
- ③ 内部プロセス等の整備
- ④ 第三者の機能の利用、補完の選択
- ⑤ 業界が推奨する技術標準の導入¹等の対策および利用状況の確認
- ⑥ 取引先が無効トラフィックの状況を把握したい場合の合理的な協力

(合理的な協力)

2.3 認証事業者は、取引先に対して、無効トラフィックの検知、除外の結果に関し、対応状況等の情報を提供することが考えられる。その場合、情報の提供にあたっては、相手方の目的に応じて合理的かつ業務の安全な遂行に支障のない範囲にとどめることが望ましい。また、提供する情報の理解や取扱いを誤ることのないよう適切な説明を行うなど配慮する。²

(本基準の改廃)

2.4 本基準は、社会情勢、市場環境などの変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
以上

¹ IAB Tech Lab (Interactive Advertising Bureau Tech Lab) が提供するプログラマティック広告の取引の品質、透明性を高めるための仕組みである(app-)Ads.txt、Sellers.json、Supply chain object など

² 無効トラフィックの検知や除外の方法は、各事業者によって異なり一様でないことに留意すること。また、無効トラフィックの検知方法や検知した無効トラフィックの手法に関する情報は、リバースエンジニアリングに対する将来的な危険を考慮し取り扱う必要がある。

無効トラフィックの種類

無効トラフィックの種類として、主に以下のようなものがあげられる。ただし、これらには該当しない他の種類が発生する可能性もあるため、これらに留まるものではない。

一般的な無効なトラフィック (GIVT)

カテゴリ	定義	例
データセンター	データセンターのサーバーからの広告トラフィックで、その IP アドレスが無効なアクティビティ（通常、非人為的なトラフィック）と関連しているもの。	既知のデータセンター IP
既知のクローラー	コンテンツをリクエストし、さまざまな識別メカニズムで自らを非人為的であると宣言するプログラムまたは自動化スクリプト。	WEB クローラー、（スパイダー、ボットなどとも呼ばれている）、サーチエンジンクローラー
不規則なパターン	非開示の自動再読み込みトラフィックや重複クリックなど、既知の不規則なパターンに関連した、1 つ以上の属性（例えば、ユーザーの Cookie）を含む広告トラフィック。	自動反復させているトラフィック、広告の自動再読み込み、重複または期限切れのクリック

悪意のある無効なトラフィック (SIVT)

カテゴリ	定義	例
自動ブラウジング	主にボットネットなど、ユーザーの関与なく、かつクローラーであることを宣言することなく、ウェブコンテンツ（デジタル広告を含む）をリクエストするプログラムまたは自動化スクリプト。	ボットネット
虚偽の表示	実際と異なる広告インベントリのリクエスト。実際の広告が異なるウェブサイトやアプリケーション、デバイス、またはその他のタ	計測なりすまし、ドメインなりすまし、実在するユーザーのデバイスに偽装したエミュレータ、パラメータ

	ーゲット（地域など）に表示されている広告リクエストなど。	の不整合（トランザクションやブラウザ／エージェントパラメータの不一致）
紛らわしいユーザーインターフェース	ウェブページ、アプリケーション、またはその他の視覚的要素を変更し、1 つ以上の広告を不正に含むようにしたもの。ユーザーには見えないように広告をレンダリングしたり、パブリッシャーの同意なしに広告挿入したり、ユーザーを騙して広告をクリックさせたりすることが含まれます。	広告スタッキング、広告の非表示、クリックジャッキング、ポップアンダー
操作されたビヘイビア	意図しないクリック、予期せぬコンバージョン、不正なアトリビューションなど、ユーザーの同意なしに広告インタラクションを誘発するブラウザ、アプリケーション、またはその他のプログラム。	アトリビューション操作、偶発的なトラフィック、強制的な新規ウィンドウの表示、モバイルアプリケーションの強制的なインストール
インセンティブの秘密利用	金銭的またはその他のインセンティブを無効かつ非公開に利用することでユーザーに 1 つ以上の広告を操作させる行為。既知または取引する第三者に適切に開示されているインセンティブによる取引は含まれません。	クリック ファーム、報酬型のクリック
その他の分類	既知のどのカテゴリにも分類することができない、または開示できない機密性の高い無効なトラフィック。	特定のカテゴリに分類できないトラフィック、分類を開示できない機密性の高い無効なトラフィック

以上

(別紙2)

■ 認証事業者による無効トラフィック対策

項目	具体的な対策	広告購入者	広告取引仲介事業者	広告販売者	広告配信・計測事業者
		広告会社 広告主	DSP SSP アドネット ワーク アドエクス チェンジ	媒体社	
①ポリシーの整備・説明・通知	IVTの検出や除外に関する対応の有無を対外的に明示し、利用規約や各取引先との契約書等にIVTを発生させることの禁止条項等を記載。	○	○	○	○
	各取引先との契約時における相手へのポリシーの説明、通知等。	○	○	○	○
②取引先に対する審査	各取引先が既知の非合法的な集団や個人でないこと、特定可能な相手であること、等の確認。	○	○	○	○
	各取引先への関連する業界団体の会員資格や、他の第三者機関による認定等の有無の確認。※1	○	○	○	○
③内部プロセス等の整備	IVTに対処する担当者の配置と、独立した機能（権限）の付与。		○	○	○
	IVTに対処する担当者へのIVTの検知と除外に関する内部プロセス等の教育体制の整備。		○	○	○
	IVTの検知や除外に関する社内プロセス等の評価の実施。		○	○	○
④第三者の機能の利用、補完の選択	必要に応じて自社システムやサービス等への第三者によるIVTの検知や除外に関する機能の利用。	○	○	○	
⑤業界が推奨する技術標準の導入等の対策および利用状況の確認	リストの適用やパラメーターチェックによるフィルタリングの運用とリストや運用の評価の実施。		○	○	○
	(app-)ads.txt、Sellers.json、Supply chain Object等の技術標準を尊重し、自社のIVT対策への必要に応じた利活用。		○	○	
	各取引先への（app-）ads.txt、Sellers.json、Supplychain object等の利用状況の確認。	○	○	○	
⑥取引先への合理的な協力	取引先がIVTのトラッキング状況を把握したい場合の合理的な協力。※2	○	○	○	○

※1…一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）、米国Trustworthy Accountability Group(TAG)等。

※2…本基準の2.3参照のこと。